

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、政府全体として、経済安全保障の取組を強化していくことが必要となっています。

このような中、令和5年11月20日、沖縄総合事務局、沖縄県警察、沖縄地区税関、琉球大学の4機関合同で「経済安全保障に係る講演会及び意見交換会」を開催しました。

講演会では、各機関が所掌する経済安全保障に係る業務や取組事例等について説明が行われ、その後意見交換を行いました。意見交換会では、大学で留意すべき事項や講演内容についての意見が交わされ、関係者間で経済安全保障に関する情報を共有する貴重な機会となりました。

沖縄総合事務局財務部では、外国為替及び外国貿易法（外為法）における対内直接投資制度について、多くの関係者の皆様に、より一層ご理解を深めていただけるよう、今後も関係機関と連携して周知活動を行ってまいります。



経済安全保障について
考えよう
～in琉球大学～



4機関の代表者

お問合せ先
財務部 理財課（対内直接投資担当）
☎098-866-0092



船員の特定最低賃金が
改正されます
～沖縄管内の船員は月額で
6000円から7400円の
引き上げ～

令和5年12月21日、沖縄地方交通審議会（会長 上原義信）から沖縄総合事務局局長（三浦 健太郎）に対して「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金」、「沖縄海上旅客運送業最低賃金」の改正に関する答申が行われました。これを受け船員の最低賃金において答申どおりの改正を決定し、令和6年4月上旬に発効する予定です。

船員の最低賃金は、最低賃金法の特例規定により、業種・航行区域・総トン数の区分別に国土交通大臣または地方運輸局長等により月額で決定されます。沖縄管内適用分（当局長決定）としては、「内航鋼船」、「海上旅客」の2業種であり、職員（船長や機関長等の役職のある者）、部員（職員以外）それぞれ職種の毎に設定されています。改正後の最低賃金額は表のとおりです。

なお、大臣決定の最低賃金は、内航鋼船および海上旅客ともに令和6年2月21日から改正発効され、局長等決定の最低賃金は各地方運輸局等において改正が予定されています。

沖縄総合事務局局長決定に係る船員最低賃金【発効日：令和6年4月上旬予定】（すべて月額）

業 種 別	職 種 等	最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
沖縄内航鋼船運航業 及び木船運航業	職員	258,950 円 (251,750 円)	7,200 円 (2.86%)
	若年職員（特定の養成施設課程を修了し勤務期間が短い者）	242,500 円 (235,300 円)	7,200 円 (3.06%)
	部員	200,350 円 (193,150 円)	7,200 円 (3.73%)
	部員（海上経歴3年未満）	191,050 円 (183,850 円)	7,200 円 (3.92%)
沖縄海上旅客運送業	職員	255,750 円 (248,350 円)	7,400 円 (2.98%)
	部員	192,900 円 (186,900 円)	6,000 円 (3.21%)

お問合せ先
運輸部 船舶船員課
☎098-866-1838